

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2004.10 No.60

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



温故知新

司法書士 丹羽正夫

古い話で恐縮ではあるが、二十数年前までは「司法書士は法律実務家か?」という論争が行われていた。昭和五三年の司法書士法の改正前は、職業上の有用性は広く国民から認知されてはいたが、法文上に「目的」と「職責」の規定が置かれておらず、明確な法律実務家としての位置づけがなかったために、こうした論争がしばしばみられたのである。

法律実務家であることを否定する立場からは、司法書士は、登記所（法務局）という行政のシステムの中に組み込まれて、迅速・的確な登記実務処理を担うための補助的な存在にすぎないというのがその根拠であった。つまり、法律実務家は、人権の擁護や社会正義の実現のために使命を果たすが、司法書士はあくまで行政の円滑な運営のために存在し、使命を果たしているのみであるというものであった。

このような批判に対して多くの先人たちが屈辱と悲哀を味わってきたことを知っている司法書士の数は、少なくなってきた。昭和五三年の司法書士法改正は、長い苦闘の歴史にピリオドを打つ画期的な出来事であった。この改正により司法書士が真に法律実務家であることを宣明（目的規定・一条）しつつ、自

らの職務を厳しく律する規定（職責規定・二条）を定めた。

それから二四年後の平成一四年、司法書士の長年の実績が評価されて全面的な法改正が実現した。それは全文八二カ条（それまでは二三条）に及ぶ新法というべき大改正である。その内容は、法律相談権、簡易裁判所における訴訟代理権、裁判外の和解代理権など、これまで弁護士独占分野といわれた職域が司法書士の職務として明定されたのである。司法書士制度一三〇有余年の歴史を経て、司法書士は名実ともに法律実務家の一員としての地位を揺るぎないものにしたのである。

「古きをたずねて新しきを知る」という言葉に「温故知新」があるが、このような司法書士制度の歴史を常に意識して日頃の職務に精励することが、これからの司法書士制度の発展のために極めて大切なことではないかと考えている。明年三月に施行が予定されている改正不動産登記法によって、より一層司法書士の有用性とともに責任と義務が高まること予想されている。司法書士の法律実務家として活躍できるステージがさらに広がろうとしている今日、「温故知新」の心構えを日々大切にしていきたい。